

# 社会慣行の規範性：森林の利用と開墾をめぐる地域の論理と国家の論理

田中耕司

当初私に与えられましたテーマは「社会慣行の規範性」という非常に固いタイトルでしたので、私の手には負いきれないと思い、標題のような副題を付けました。いま東南アジアの自然環境や生態環境を、伝統的社会が持っていた規範や慣習にもとづいて守っていこうという意見が出ています。しかし一方では、国家が進める開発政策、あるいは住民が進めるいろいろな経済活動のもとで、伝統的な社会慣行の規範性が非常に脆くも崩れ去っているというのも現状です。こういう現状をふまえて森林の周縁部、あるいは森林と農地の境界地域で私が行ってきた調査をもとに、生態環境と地域の問題について考えてみたいと思います。

今日お話ししますのはインドネシアの南スラウェシ州、スラウェシ島南部のボネ湾が奥まったルウという地域の事例です。インドネシアでは、とくに外島地域においてそうですが、伝統的な生活様式を持った地元の人達がいたところに外部からさまざまな人達が入りこんで、彼らが森林に向かって開墾を進めています。移住者には、彼ら自身のイニシアティブで移住する人達だけでなく、国が進める地域開発を目的にした移住政策（インドネシアではトランスミグレーションと呼ばれる）によって入植する人達などがいます。また輸出産品として重要な商品作物を作るためのプランテーション農園の開発にともなう移住者もいます。政府系の公社や大企業の私営のプランテーションが開かれると、その労働者としても人々が入ってきます。そしてもちろん、木材会社の伐採作業のために雇われた労働者もほとんどの場合が外部からの移動労働者です。こういったいろんな人たちが出入りする中で、森林がだんだん少なくなっているわけです。環境保護や自然保護の立場からは、森林の減少をできるだけくい止めなければならないという議論が出ていますが、私が現場で見ているかぎり、この程度の森林の減少はまだまだ進んでいくと予想されます。そして、森林の減少がどんどん起きているところを実際に地べたのレベルから見っていくことのほうが地域研究者にとってはむしろ重要ではないかと思います。そういったことを考える一つの材料として、ルウ地方の開墾地をめぐる森林の問題、あるいは土地の問題についてご報告します。

本題に入る前に、私の調査している地域で、外部からの人々の移住・開墾にともなってどんな変化がおこっているのか、この10年あまりの変化をまず写真で紹介したいと思います。私の調査地はそれほど広い地域ではありませんが、その中には、丘陵地、およびそれを下った低平な湿地林地帯、そして沿岸部の感潮汽水域というように、丘から海岸までさまざまな生態条件が揃っています。そのうち、湿地林を開発した水田地域と、丘陵地を開墾した畑作地域を中心

にその現状を紹介します。

写真1は、政府の援助を受けない自発的な移住者が、時には違法に、時には合法的に森林を切り開いて農地を開いていく最初の状態です。この写真は1980年のものです。森林を切り開いた跡はオカボやトウモロコシなどの食用作物とともに、商品作物の苗を植えて園地を造成していきます。私の調査地ではこの当時はチョウジを植え始めたのですが、それは失敗におわり、1980年代半ばに始まったカカオ・ブームにのって、いまではこの辺りすべてがカカオ園になっています。その様子を示したのが写真2です。マメ科の植物を被陰樹にしてずっとカカオ園が広がっています。開墾当時は裸地だったところが、開拓者が定着して農業を始めると、10年足らずのうちにこういう農地が形成されていきます。

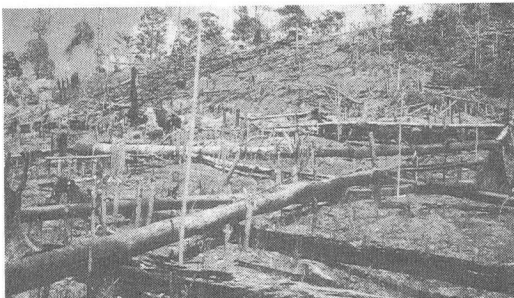


写真1 丘陵地斜面の森林が伐採され畑が開かれる。すでにオカボの栽培が始まっている(1980年)



写真2 写真1とほぼ同じ場所の畑の様子。マメ科の被陰樹の下にコショウやカカオが栽培される(1992年)

丘陵地から淡水湿地林に下ると、水田の開墾が主体になります。湿地林を開き、最初の稲作を始めている様子が写真3で、これも1980年の状態です。写真4は同じ場所の1992年の状態です。写真3では背後にずっと大きな湿地林が続いていましたが、そこが全部伐られて水田になり、その背後の山はバナナやカカオの園地となっています。10年あまり経つとこういう景観になってきます。開墾当時はおよそ田んぼとはいえない状態でしたが、10年くらい頑張ればこう



写真3 低地林の開墾後2年目の状態(1980年)



写真4 写真3と同じ場所の水田。すでに開墾当時の面影はまったくない(1992年)

いう普通の田んぼと変わらない状態になってきます。

写真5は、移住者の余業といってよいかと思いますが、開墾地のさらに奥にある森林から違法伐採をして木材を伐り出しているところです。この違法伐採にもいろいろな組織があり、金のない移住者は木材伐採の賃労働をして日銭を稼ぎます。資金を持った人たちはチェーンソーを持って山に入って木材で商いをするわけです。私の調査地も以前は木材会社がコンセッションをもって操業していましたが、その操業が終わった後も、こういうかたちの違法伐採がしばらく続いていました。

移住者の暮らしがどんな風になるのかは、彼らの家の様子からうかがえます。入植当



写真5 山から伐り出した材を運ぶ移住者たち(1984年) 写真6 移住当初のトラジャ人移住者の住居(1980年)

初、1980年の移住者の家のひとつが写真6です。屋根はヤシの葉で葺き、森で伐ってきた材で小屋よりも少しましな程度の家を建てて住んでいました。こういう暮らしのなかで、森林に向かってどんどん農地を広げていったわけです。ところが、カカオ栽培もうまくってだんだん



写真7 移住後10年あまりを経て成功したブギス人移住者の新しい住居(1991年) 写真8 アブラヤシ農園で収穫のために働く移住者の第2世代の若者達(1994年)

収入を得るようになると、写真7のような立派な家が現れるようになります。10年前の入植当時の水準とは大変な違いです。現在では、地元の村人よりも移住者のほうが生活レベルが高いという状態になっています。

後で詳しくお話しますが、私の調査地では1984年に政府系公社がアブラヤシのプランテーションを開いています。その10年後の様子が写真8です。インドネシアでは、プランテーションを開く際に、中核になるプランテーションとその周りの小農の持つ土地を組み合わせた、ピール方式というプランテーション経営がよく行われます。この写真は、その方式によって移住者たちがいったん開墾した土地を組み込んだ部分です。写真に写っているのは移住者の子供たちですが、彼らは移住者の園地とプランテーション公社の園地の両方で賃労働をしながら稼いでいます。こういう状態を見ていますと、プランテーションが入ったから駄目だとは一概には言えないわけです。プランテーションの造成は複雑な森林生態系を単純な単一作物の群落に変えてしまいます。生態学の立場から見れば、それは非常に脆い生態系といえるかも知れませんが、そこに住んでいる人たちのレベルからいうと、開発のお蔭で食べられるようになったし、家も建てられるようになったということになります。

以上のように1980年代に土地利用が大きく変化しました。政府系のプランテーション農園が森林地帯の境界まで造成され、ほぼこの状態で土地利用が安定するかと思っておりましたが、そうではありませんでした。現在、そのさらに奥の森林地帯に、私は括弧付きで違法といっておきますが、地元の人たちや移住者が「違法に」入り込んで農地を開くようになってきました。写真9に示したように、プランテーション農地のさらに奥の山腹が政府が伐採を禁止している



写真9 アブラヤシ農園のさらに奥の森林地帯で始まった農地の「違法」開墾。画面中央の白く見える部分が開墾地（1991年）

森林地帯との境界ですが、その境界を越えて農地の開墾が始まっていきました。1990年のことです。そして、こうした森林地帯の開墾地も、いまでは新しい移住者たちのカカオ園となっています。

以上が1980年以降の移住者の流入にともなう土地利用の変化の概要です。すでに写真で見たように、1984年から始まったアブラヤシのプランテーションも10年経つと立派な農園になって

います。また、移住者たちが開いた農地は、当初のものも、また森林地帯へ違法に進入した農地もすべてカカオ園になっています。こういう状態ですから、森林地帯の境界が政府によって決められているものの、境界そのものは政府が恣意的に引いているだけで、生活権を主張する地元民や移住者の開墾によって森林はさらに後退していくのではないかと思います。環境保護や自然保護の立場からは森林の減少をできるだけくいとめようということになりますが、もう止められることではないというのが私の実感です。森林の減少自体はもちろん重要な問題ですが、むしろこうして広がっていった開拓前線のあとの部分をどうしていくのかを、私たちはもっと考える必要があると思います。たんに作物の栽培や農地の造成という技術的な問題だけではなくて、人々のいろいろな権利関係や行政の網などを念頭におきながらいい方策を考えていく必要があるだろうと思います。

もう少し細かいことを付け加えながら、土地利用の変遷についてさらに話しを進めたいと思います。とくに開拓前線の進展に焦点をあてながら、土地の権利や行政の進める開発の問題に関連させて話しを続けたいと思います。

図1に私の調査地のこの20年間ほどの土地利用の変遷をまとめています。調査地はかなり広いところですが、それを土地利用分布図として概念的にまとめたものです。この図のAは私が調査に入る以前、70年代半ばより以前の状態、Bは私が調査に入ってからしばらくして、どん

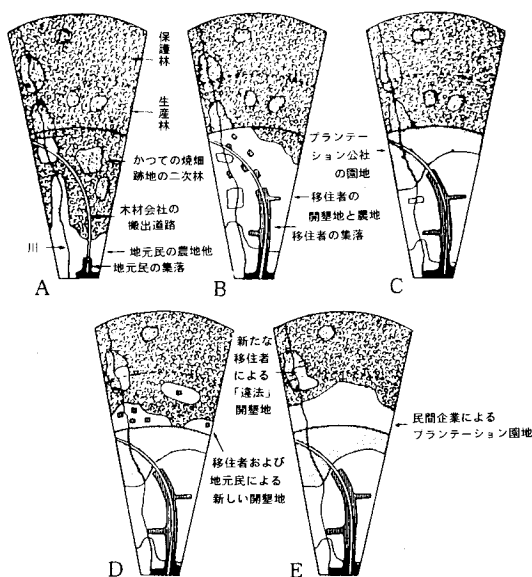


図1 調査地の土地利用の変遷：70年代以降（A～C）、現在（D、1994年）および将来予測（E）

どん外部から移住者が入って開墾がかなり進んだ状態、Cは1984年からプランテーション公社が園地を造成しはじめたわけですが、それが完成して以降1990年頃までの状態、そしてDが94年現在の状態です。

まずAの状態ですが、この段階ですと地元民が森林地帯に入って焼畑をしたり、森林物産のサトウヤシやロタンを採る生活をしていました。オランダ時代に定着化政策があり、森林地帯に散在していたいくつかの村が現在の幹線道路沿いに移されました。Aの図の底辺にあたることです。このように、随分以前に移住、定着させられたわけですが、彼らは、保護林や生産林として森林地帯に現在区分されているところにかつての村があったとか、あるいはその付近で焼畑をやっていてその証拠としてドリアンやランサットが植わっており、そこは彼らの先祖の土地であったというような権利意識を持っています。

こういう状態のなかに、1970年代後半ころからどんどん移住者が入ってきたわけです。インドネシアでは郡レベルに相当する行政区画としてクチャマトンと呼ばれる単位があり、その長をチャマトトといいます。この当時、地域開発を促進するために、森林地帯以外の国有地の開墾権を開墾希望者に与える権限が内務省によってこのチャマトトに与えられていました。移住者であれ、地元民であれ、遊休地を開墾して農地として利用する目的であれば、1人あたり2ヘクタールの土地の開墾権を得ることができたわけです。移住者のなかには、チャマトトの許可を得て開墾地を指定され入植した人もいれば、まったくの許可もなしに地元の部落長と話を付けるだけで、その当時まだたくさんあった遊休地や森林に入り、農地を開墾していった人たちもいます。

こうした所有者のいない遊休地のほかに、政府によって所有権は認められていないものの、慣習的に地元の人たちが専有権を持っていた土地があります。それは彼らの農地や焼畑をした後の土地であったり、いまは森林の状態ですがドリアンが植わっているというような土地です。そういう土地を地元民が移住者に売って、移住者がそこを開墾していきます。こうして地元民の集落周辺の空いた土地や地元民が持っていた土地が移住者の手に渡っていったわけです。彼らの入植時の開墾の様子が写真1や3の状態です。こうして移住者の開拓がどんどん森林地帯に向かって進んでいき、それがピークに達したのが、図1のBの状態です。

ちょうどそのとき、政府は森林地帯に隣接する地域をアブラヤシのプランテーション用地として利用する計画を持ち込みます。そのプランテーション園地のできた状態が図のCですが、BからCに移るときに、当然ながら開墾に従事する移住者とプランテーション公社との利害衝突が起こります。移住者は、チャマトトから開墾権を得て入植したにせよ、あるいは地元民か

ら土地を買って開墾したにせよ、その土地は国が所有権を認めている土地ではありません。そうすると、プランテーション公社のような政府のバックアップのある公社が農園を開こうとするときには、その土地を簡単に接収できるわけです。どちらの場合も、登記された所有権のある土地ではないので、それまでの開墾に費やした経費やすでに栽培されている作物、そしてすでに植えられていた有用樹などに対する補償金が支払われて公社がその土地を接収していきました。

インドネシアのプランテーションの開園方式にはいろいろありますが、現在よく行われているのがすでに簡単に紹介したピール方式です。これはマレーシアなどで行われた中核小農エステートと同じやり方で、企業あるいは政府の公社が中核になって、その周りに小農民の園地を設定し、中核のエステートと小農民の土地が有機的に結合して一つのプランテーションを作るというシステムです。調査地の場合もピール方式が採用されました。この場合、移住者や地元民がすでに開墾したり使っている土地のうち2ヘクタールまでがそのプランテーションの小農部分として利用できます。そしてその土地は登記されて所有権のある土地となります。しかし、5ヘクタールを開いた人は上限2ヘクタールしか自分のものにならず、残りは接収されることになるわけです。さまざまな紆余曲折があったようですが、ともかくこうしてプランテーション公社の園地が造成された状態が図1のCです。

森林地帯の境界までプランテーションが開かれ、そのプランテーションの外に移住民や地元民の土地があるという、このCの状態での土地利用がほぼ安定するかと調査をしながら思っていたわけですが、実際はそうではありませんでした。こういう状態になっても後続の移住者が新しい土地を求めて入ってきたからです。もうほとんど飽和状態で新規の開墾の余地はないわけですが、そういう状態になったときに、地元民のあいだから森林地帯の中に彼らがかつて使っていた先祖からの土地があり、それは彼らの所有権のある土地だという声があがってきました。地元民が慣習的に使っていたその土地を開いたらどうかということになり、移住者と地元民のいわば談合が成立します。両者のあいだで売買したり、移住者が森林を開いてその土地を両者で折半するというような条件で森林地帯に地元民および移住者が開墾に入っていました。それが1990年ころから始まる図1のDの状態です。

法的には、彼らの行為は、森林地帯に開墾に入った、国有地の違法利用ということになります。ところで、現在のインドネシアではどんなに遠隔地でも政府の法の網がかぶさっています。地方末端機関の公務員もいて、彼らはそれを黙認するわけにもいかず、違法開墾グループのリーダー格の男を拘束して、郡警察と森林事務所の郡事務所を取り調べることになりました。10日間拘束して、結局、彼は誓約書を林業事務所と交わして出てきたわけです。その誓約書で

は「私は確かに森林地帯の中でカカオ園とかコーヒー園を開いており、その管理をしています。そこが森林地帯であることは承知しています。私はその土地を地元のAから買い取りました」というような文言があり、まず、彼の開墾した土地が政府の規制している森林地帯であることを認めさせています。そして、その第2項では「私はこの園地を開きましたが、これ以上は絶対に開きません。これ以上開いていることが発覚したときには法の下に裁かれる用意があります」という宣誓をさせています。これは、既成事実はしようがないから、しっかりと農地を開いて農業生産を目的に利用しているのであれば、その土地の作物栽培だけは認めておこうという内容です。末端の機関で、ある種のおめこぼしをしているということです。しかし、この文言の重要な点は、一方では生産林の中の作物栽培だけは認めるが、土地の所有を認めただけではないという頑とした内容になっている点です。しかもそれ以上は絶対に広げないという誓約があるわけです。この誓約書の背景には、南スラウェシ州では森林地帯であっても農地を作って作物を栽培しているなら、作物栽培だけは認めようということを州知事と林業事務所の間で交わしているという事実があります。こうした政策的な誘導があって、この森林地帯の違法開墾もお目こぼしとなったわけです。

こうして、90年に最初に森林地帯に開墾に入った人が無罪放免のようなかたちで、この文書を持って出てきました。彼自身はもう自分の農地はこれでお墨付きを得たと思っています。そして、このお墨付きは、あとに続く人たちにも自信を与える結果となり、彼に続いてたくさんの人たちが森林地帯へ向けて農地を開墾していくことになったわけです。「まず国有地を盗み、あとはお上とうまくやる」というような言葉が囁かれる状態になってきます。そしてどんどん森林地帯に向かって農民たちが入って行ったわけです。そんな一例が写真9に示した状態です。

ところで、こういう経過を確認するために郡の森林事務所でインタビューをしていると、事務所の役人が、いまこうして農民が開墾に入っているけれども、その地域についてはジャカルタの大企業が私営のプランテーションを開くべく森林の用途転換を林業省に申請しているという話しをしてくれました。その内容は、現在の森林地帯の生産林の一部をカカオ園とパルプ用材の人工林に開くための用途転換の申請で、それが認可されれば森林を伐採して私営のプランテーション農園と人工林をそこに開くことができるということです。ただ森林地帯は国有地なので、その私企業が土地の所有権までを入手することはできず、30年の期間のコンセッションを政府から買うことになり、しかもその開園にあたっては、地元住民をとりこんだピール方式を計画しているというわけです。ということは、Cの段階で政府のプランテーション公社がしたのと同じやり方を今度は私企業がやっていくことになるわけです。すでに農民が開いて、森



林を切り開く手間が少し省けた良い土地を企業が接収していくことが予想されます。しかも、なお開墾者にとって不利なことは、この土地はそもそもが国有地なので、コンセッションを得た企業は、接収する開墾された土地に対してまったく補償金を払わないという事態も予想されるわけです。

こういう話を聞いたあと、移住者や地元民にそのあたりの事情を聞いてみました。すると、自分たちもそれは先刻承知だということです。知っているからこそ、いまのうちに権利を確保するために、とにかく作物を植えておいて土地を確保する。仮にその私企業が来なかったら自分の土地になるし、来たときには、5ヘクタールや10ヘクタールの開墾をしておけば、家族や友達のAさんBさんCさんの名前を借りて、2ヘクタールずつ耕作している用意をしておくというのです。彼らの方も十分にそういった動きを察知して対応しているわけです。おそらく何年後かにいずれは図1のEのような状態で私企業がコンセッションを得てプランテーションを開いていくことになるかと思います。ただそういったことがあっても、住民の方はどんどんその奥へと再び括弧付きの違法な開墾地を求めていくのではないかと思います。

森林をめぐるさまざまな議論がありますが、今日お話したような森林の伐採に関わる現場の事情を含めた議論はあまりないようです。移住者たちは自分たちの土地が手に入るわけですから、森林地帯であっても今後も開墾を進めていこうと思います。地域開発を進める政府の開発の場合も、そのおこぼれというような状態に過ぎないかもしれませんが、現地の住民自体もそのお蔭でうるおっているという事情があります。私の調査地のような、開墾や開発によって農地が着実に増えているような場合ですと、森林が減少するからそれを伐採してはいけないというような建前は、地元には絶対受け入れられないだろうと思います。

20年間の土地利用の変化を見て考えることは、例えば日本の場合ですと、中世から近世にかけて農地の開墾が行われ、時代がさらに進んで明治の土地登記があって現代に至るわけです。考えてみれば300年、あるいは200年で起こったことが、インドネシアの調査地のようなところでは、この20年くらいに一気にそういった問題のすべてが生起しているわけです。法律の制定はきちりしていますが、その運用が十分に進んでいないところで、日本が数百年かけて経験したような土地利用の変化がこの20年あるいは30年に急速に起こっているわけですから、農地と林地との境界はインドネシアではそう簡単には定まらないだろうと思います。

今日は、生態学分野の人達もたくさんおられます。例えばA01の計画研究班では人と自然との社会生態系という言葉を使っておられますが、生態学をやっている方々が、森林や農地などの自然生態系であれ、人工生態系であれ、そういった生態系を捉える時に、いまや法の枠組や

開発の波及という問題から自由な地域はもうないということを前提にして土地利用や生態系利用、あるいは保全の問題を考えていかなければならないと思います。森林の一次生産力の測定や物質循環の測定といったかたちのデータの集め方は、生態学の分野では非常に進んでいるわけですが、そういったデータに基づきながら、それをどういう手法でもって法の枠組みや土地利用の権利などと関連して論じることができるのか、私もわかりません。ただ、土地の権利や所有、利用だけでも大きな課題ですので、そういったところへも是非目を向けた生態学の手法の確立というようなことができないものかと期待しています。

最後になってしまいましたが、「地域」という問題が残りました。地域についてはいろんな切り口があると思います。私が今日の討論の材料としてお話ししたような地域は、「地域と住民」というようなかたちでくくることができる、いわば住んでいる人たちの顔がわかる広がりかひとつの単位になっています。もちろん、もっと大きく、東南アジア全体をひとつの地域とする研究も可能です。しかし、地域研究という場合に、大きなユニットとしての地域だけではなく、かなりミクロな、住民の顔が見える地域についても我々地域研究者がどんな関わりをもつかが、これから大いに問われてくるのではないかと思います。

なぜかという、とくに地域の発展や開発という課題が東南アジアでは今後さらに重要性を増してくると思えるからです。そのとき、住民の顔が見えるミクロな地域をどんなふうに我々が取り上げるのが課題になってくると思います。一事例としてお話しした私の調査地と同じようなことが各地で起こっており、住民のもつ権利意識と国家が抽象的に持っている権利意識とが衝突、摩擦を起こしています。調査地での全般的な印象としてですが、政府は立派なことをいっているわりには、やることもなかなかあくどいという感じです。だけど住民の方も、そのあくどさに対してしたたかにやっているわけですし、どちらかという、このしたたかな地域住民のほうに「頑張れや」といいたい感じです。部外者である地域研究者というのはどうしようもなく、エールを送るしかないというわけですが、ともかくこういうしたたかさの中から将来を見るような研究の方向がでてくればと期待しているところです。

## コメント

鎌野邦樹

私は法律学、民法の専門家として2～3年前から「地域と生態環境」というグループに入っ  
て、勉強させていただいています。ということから少し田中さんの報告についてコメントを加  
えたいと思います。田中さんの報告は、インドネシアのスラウェシの一開拓村での土地利用の  
変遷を通じて、地域と生態環境の急激な変化、特にその地域の生態環境である森林に大きく依  
存してきた人々の生活が、外部からやって来た人々によって大きく変えられ、生態環境が著し  
く侵食されていく様子についてのものです。地域の自然が元の姿に戻るのが難しいほどに変え  
られてしまったというあり様をスライドや概念図等を用いながら具体的、実証的に示したもの  
です。田中さんの示した概念図にありますように、地域と生態環境の変化は東南アジアのごく  
限定された地域の問題と考えるべきではなく、これまで自然が豊かな、あるいは人が自然に溶  
け込んで生活をしてきたような地球上の全ての地域に共通する問題だろうと思います。今日地  
球上において、全くの未開の地域というものは存在しないと考えてよろしいかと思ひます。し  
たがって、我々の総合的地域研究のメインテーマである地域の認識、あるいはそれを通しての  
世界および文明の認識といった作業において、地球各地で展開しているこのような変化を無視  
して地域研究を行うことはできないと考えます。田中さんの示した概念図および本報告は我々  
にこのことを改めて明確に認識させるものです。

さて本報告のタイトルであります「社会慣行の規範性」という言葉ですが、本報告に沿って  
述べますと、スラウェシのような地域の伝統社会が培ってきた人と生態環境との関わり方につ  
いてのその地域の構成員の伝統的規範ということであると思ひます。それは昨日市川さんと井  
上さんのやりとりの中にもあったように、必ずしも当該構成員が従来明確に意識しているもの  
とはいえないものです。むしろ外から別の規範、ここでいえば政府の規範、それは開発を推し  
進める規範ですが、それが出てきたときに、初めて明確になっていくものだと思います。そし  
て伝統的規範に服していた当該地域の構成員が、自らの伝統的な生活を防衛する過程で明確に  
なると共に、地域の外の世界においてその地域の開発を必ずしも良しとしないと考える者が、開  
発とか経済優先の論理、または国家の論理に対抗する論理として、持ち出す過程で明確になる  
と思ひられます。

今日こういった社会慣行の規範性、あるいは伝統的社会規範というものが、国際環境政策法  
の場においても注目されております。ここ数年出されました宣言といわれるものや条約（リオ

宣言や生物多様条約など)の中に、「地域の尊重」や「社会慣行の尊重」という趣旨の文言が一部ですが取り込まれています。

今日の田中さんの報告では、地域の規範、あるいは政府の規範ということが具体的に示され、私のような法律家にとってもこれまであまり勉強したことのないような点で、非常に興味を覚えました。ところで本報告では、住民がまず国有地を盗んで、後はお上と上手くやっていくというような現状があるとありました。実はこういったことはヨーロッパ、あるいは我々日本でも、常に土地の権利の発生過程について起こることで、必ずしも特異なことではないと思います。それがこのインドネシアのこの地域ではここ十数年の間に急速に見られたということだと思ふのです。

最後に、先ほど申しました地域の論理、あるいは地域の規範というものを国際社会で今日どのように見ているかということ述べたいと思います。これらが今日国際社会の規範の一部になりつつあるということ具体的に示したいと思います。

それが端的にあらわれておりますのが、1992年にリオデジャネイロで作られた生物多様性条約です。昨年1月現在ですが、署名国が168ヶ国、締約国、すなわち実際にその条約に縛られるという国は現在45ぐらいでまだ署名国の3分の1足らずです。そもそもこの条約の目的というのは3つあって、1番目に生物多様性の保全、2番目にその構成要素の持続可能な利用、3番目として遺伝資源の利用から生ずる利益の公平かつ公正な配分というものです。この条約は、開発を促進する立法という側面もありますが、基本的にはやはり生物の多様性を将来世代のために保全していこうというものです。

なぜ保全しなければいけないのかということですが、この条約自体3つぐらいのことをいっています。第一は、生物多様性の持つ内在的な価値および生態学上、遺伝学上、社会上、経済上、科学上、教育上、文化上、レクリエーション上、医学上の価値ということです。第2点は、生物の進化の過程から見て、多様性が維持されることの重要性ということを行っています。そして3番目として、こういった生物多様性の保全および持続可能な利用が今後急激な増加が考えられる人口および人々の食糧とか保健といったものにとって決定的に重要であるというような根拠を挙げています。その手法としてはできるだけ自然状態での保全ということを重視しています。これ以上内容に立ち入らないで、本報告との関連でこの生物多様性条約がいつている地域とか地域社会ということについて見てみたいと思います。

この条約では、あくまでも国家主権というのが前提です。ですから田中さんの報告にあるインドネシアのスラウェシだったら、まずインドネシア政府、あるいは州政府の主権を認めて、

それに従うことを条件としてですが、この前提のもとに、生物多様性の保全および持続可能な利用に関連する伝統的な生活様式を取り入れている先住民の生活、および地域社会の知恵、革新、知識および慣行を尊重するというように条文でうたっています。それからいろいろな持続可能な利用等に関しましても、伝統的な文化的慣行に従い、生物資源の慣習的利用を保護し、および奨励し、あるいは生物多様性が減少した地域における地元の住民による修復活動の作成、および活動を支援するといった文言が入っています。ですから今後は国際的な生態環境の保全という取り組みにおいては、「地域の慣行」、「地域の規範」ということは無視できなくなてきます。

それでは今日の報告にありましたような「地域の規範」とはどういうものなのか。「伝統的な慣行」というものをどういうふうに生かすのか。このことが今後我々の課題になってこようかと思えます。確かに伝統社会において、森の民というのは、その森についての慣習法というのを持っていました。これについて私は筑波大学の増田さん等のご論文や報告によっていろいろなことがわかったわけですが、一般的に伝統的な慣習法においては、「森が誰のものであるか」、「森が破壊され裸地になった後、それをどうするのか」というような規範は存在しないのです。伝統的な慣習法は、森が存在することを前提として、その森の中にある個々のものについてのいろいろな規範というのが定めてあるのであって、森を破壊するべきではないという規範は用意されているにしても、その森が破壊されつつある、あるいは破壊された後のことについては、何ら答えを用意していないのです。地域と生態環境についての伝統的な規範、国家の規範、それから国際社会の規範ということ、どのように今後調整していくべきかということが我々の今後の課題となってこようかと思えます。

## 質疑応答

遅沢 一つだけ、確認したいのですが、最後の方で人の顔が見えるということをおっしゃいましたが、人の顔が思い浮かべられるというのは実態把握をきちっとミクロのレベルでやるべきだということなのか。それとも先生が時々いわれたまなざしとか、思い入れとか、住民のサイドに入ってというニュア

ンスがあるのかどうか、それをお聞きしたいと思います。

田中 地域研究者としては住民のサイドに立つことはできても、多分その中まで入れないだろうと思っています。まなざしとか、ミクロにみるということに関する質問ですが、それは両方とも必要です。

足立 揚げ足取りのようですが、政府対地域という対比でいえば地域というのは弱々しくて平等主義的で全ていいというようなイメージですが、南アジアを例にとれば、地域の規範というのは基本的に平等主義的ではないわけです。ですからその伝統的な地域というのを素晴らしいものだという前提で、その規範を守るということは、その不平等構造を持続させるということになりませんか。

田中 私の説明の最初の入り方が悪かったので、あるいは誤解を与えたかも分かりません。伝統的な社会の伝統的な規範というようなことが問題になるのは、私の調査地でいうと地元民だけなのです。外部から来た人達はまた違った価値観なり、規範を持っています。現に土地の売買とかいったことは入植者の方が圧倒的に優位で、彼らがいわば二束三文で買いまくるわけです。ですから、ある地域の

中でも足立さんがおっしゃるように、そういった階層的な差異が当然生じてきます。

一般的にいえることですが、伝統的な社会の伝統的規範を持った人達というのは、いま最も弱者になっているわけです。その上に、それよりも強い、農業先進地域からの移民がいて、その上に政府の開発政策の先兵になるような人たちがいて、さらにその上に政府そのものがあります。私は地域の論理そのものが全部良いものだとは決していっているわけではなく、地域の中にもそういったいろんな力関係、ダイナミズムが勿論あるわけです。今日いたかったのはそういった動きを的確に押さえることのほうが我々としては大事ではないかということです。その上で私達はどのようなまなざしを持つのかということが、一人の研究者として問われていることだと思います。